アドバイザーの派遣について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣する事業です。

１　補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。
（※会員の皆さまの自己負担はありません。）

① アドバイザーへの報償費
② アドバイザーへの旅費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

２　補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、１日当たり２万４千円、宿泊費は１万２千円、交通費は９千円を上限とします。
（※派遣日数は１人当たり最大３日間/回まで。１回/年限り。）
（※通算で３年間しか利用できないものとします。）

３　補助要件

アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

事例１

補助対象経費
・報償費：２日分
・旅費　：２日分

◆アドバイザー派遣日数：２日間
◆アドバイスを受ける人数：10人

１日目 **◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒**
選木、伐倒技術、安全対策など

２日目 **◆希望するアドバイス内容：搬出間伐**
軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

事例２

補償対象経費
・報償費：３日分
・旅費　：３日分

◆アドバイザー派遣日数：３日間
◆アドバイスを受ける人数：６人

１日目
２日目
３日目
◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐
災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

４　その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、アドバイザーによる現地指導を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、２月２８日までとします。

アドバイザーの派遣に関するお問合せ先	林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防） 電話番号：088-856-5721